# 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 （昭和四十五年政令第三百四号）

#### 第一条（特定建築物）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

###### 一

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場

###### 二

店舗又は事務所

###### 三

第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）

###### 四

旅館

#### 第二条（建築物環境衛生管理基準）

法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

###### 一

空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

###### 二

給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

###### 三

清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

#### 第三条（手数料）

建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付又は再交付の手数料の額は、次のとおりとする。

###### 一

免状の交付

###### 二

免状の再交付

#### 第四条（登録講習機関の登録の有効期間）

法第七条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

#### 第五条

建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料の額は、一万三千九百円とする。

#### 第六条（建築物環境衛生管理技術者試験委員）

建築物環境衛生管理技術者試験委員（以下「委員」という。）の数は、三十人以内とする。

##### ２

委員の任期は、二年とする。

##### ３

委員は、非常勤とする。

# 附　則

この政令は、法の施行の日（昭和四十五年十月十三日）から施行する。

# 附　則（昭和四八年五月一七日政令第一三六号）

この政令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年七月一八日政令第二二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年四月七日政令第一二三号）

この政令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。

# 附　則（昭和五九年四月一三日政令第九五号）

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

# 附　則（昭和五九年六月二一日政令第二〇六号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年四月二日政令第七七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月二〇日政令第四三号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年三月二二日政令第五六号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三年三月一九日政令第三九号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年三月二四日政令第六四号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二四日政令第五七号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月一七日政令第六五号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一四年一〇月一一日政令第三〇九号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一二月一九日政令第五三三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（平成十六年三月三十一日）から施行する。

# 附　則（平成一六年三月一九日政令第四六号）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

# 附　則（平成二五年六月一四日政令第一八三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年一二月二四日政令第四一二号）

この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。